

い わ て 復 興 パ ワ ー
募 集 要 項
(第2回改定版)

令和7年9月17日

岩 手 県 企 業 局
東 北 電 力 株 式 会 社

目 次

1	目的	1
2	定義	1
3	適用内容	1
4	供給要件	3
5	申請手続	3
6	受付・審査・通知等	4
7	その他留意事項	5
8	問い合わせ先	5
(添付)		
別紙	いわて復興パワーの電力量料金単価	6
様式第 1	いわて復興パワー適用申請書	8
様式第 2	供給場所等内訳書	9
様式第 3	年間電気使用計画書	11

いわて復興パワー 募集要項

岩手県企業局（以下「企業局」という。）と東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）は、企業局と東北電力が連携し、平成30年4月より、東北電力は、岩手県内の企業等を対象とした低廉な電力の供給を行なうとともに、企業局は、県の一般会計への繰出しを通じて、震災復興・ふるさと振興関連施策を財政的に支援し、これを一体的に進めることにより、地域の発展等に貢献する「いわて復興パワー」に取り組んでおり、令和5年12月19日付け「岩洞第一発電所など10か所の電力供給契約」第27条の規定に基づき、令和6年4月以降も供給を継続することとした。

この募集要項（以下「要項」という。）は、いわて復興パワーによる電力供給の適用内容や供給要件、申請手続、その他必要事項を規定するものである。

1 目的

企業局と東北電力は、企業局の水力発電所で発電された電力を活用し、一定の要件を満たした岩手県内の企業等に対して、企業局の東北電力への売電電力量相当の範囲内で東北電力の標準的な電気料金から割引した価格で電力を供給することにより、「震災復興」・「ふるさと振興」に寄与しようとするものである。

2 定義

この要項において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 企業等

法人その他の団体（国および地方公共団体を除く。）および個人事業主をいう。

(2) 申請者

いわて復興パワーによる電力供給を希望し、この要項に基づき申請する企業等をいう。

(3) 適合事業者

いわて復興パワーの適用に関して、供給要件に適合する旨の通知を受けた申請者をいう。

(4) 供給場所

いわて復興パワーの電力供給を希望する場所であって、申請者が東北電力と単独で電力需給契約を締結している、または締結予定の岩手県内の需要場所をいう。

(5) 供給可能量

いわて復興パワーによる供給電力量の上限値（企業局の東北電力への売電電力量相当の約5億400万キロワット時）をいう。

(6) いわて復興パワー事務局

企業局および東北電力の両者にて設置する申請者の募集および適合事業者の選定を行なう組織をいう。

3 適用内容

いわて復興パワーによる電力供給の適用内容は、東北電力の「電気標準約款〔高圧〕」および「電気供給実施要綱（高圧）」（以下、総称して「標準約款等」という。）に基づき締結している、または新

たに締結する電力需給契約によるものとし、電気料金（以下「料金」という。）のうち、電力量料金単価を低減して適用する。

(1) いわて復興パワーの電力量料金単価

いわて復興パワーの供給により適用される電力量料金単価（以下「適用単価」という。）は、標準約款等または電力需給契約書で定める電力量料金単価を低減した別紙「いわて復興パワーの電力量料金単価」による。

なお、標準約款等または電力需給契約書に定める電力量料金単価が変更された場合は、別紙「いわて復興パワーの電力量料金単価」を変更する。

(2) 適用期間

いわて復興パワーによる料金の適用期間（以下「適用期間」という。）は、いわて復興パワーの供給による料金の適用が開始された日（以下「適用開始日」という。）から、令和9年3月の料金にかかわる計量期間の終期までとする。

なお、適用開始日は、東北電力が「6(4) いわて復興パワー適用依頼書の提出」に定めるいわて復興パワー適用依頼書を受理した日（以下「受理日」という。）に応じて、以下のとおりとする。ただし、新たに電気を使用される場合で、需給開始日が適用開始日以降となる場合は、適用開始日は需給開始日とする。

① 受理日が令和6年3月1日以前の場合

令和6年4月の料金にかかわる計量期間の始期とする。

② 受理日が令和6年3月2日以降の場合

受理日の直後の計量期間の始期とする。ただし、受理日が計量期間の始期と同日となる場合は受理日とする。

(3) 契約種別

いわて復興パワーの適用を受けることができる契約種別は、標準約款等に定める「業務用電力」「業務用季節別時間帯別電力」「業務用ウィークエンド電力」「高圧電力S」「高圧電力」「高圧季節別時間帯別電力S」「高圧季節別時間帯別電力」のいずれかとし、契約種別が前記以外のとき、電力需給契約に付帯する契約種別（需給調整を実施する契約等）を適用しているときは、原則としていわて復興パワーによる電力供給を受けることができないものとする。

(4) 適用期間中の解約の取扱い

① 企業局または東北電力が非常変災その他の事由によりいわて復興パワーを供給することが困難となった場合は、いわて復興パワーによる契約を解約することがある。

② 適合事業者の都合により適用期間中に契約を解約する場合は、企業局および東北電力がやむをえないと認める場合を除き、令和7年3月の料金にかかわる計量期間の終期までに解約する場合には適用期間の当初に、令和7年4月の料金にかかわる計量期間の始期から令和8年3月の料金にかかわる計量期間の終期までに解約する場合には令和7年4月の料金にかかわる計量期間の始期に、令和8年4月の料金にかかわる計量期間の始期以降に解約する場合には令和8年4月の料金にかかわる計量期間の始期に、それぞれさかのぼって、いわて復興パワーの適用により低減を受けた額に相当する金額を精算するものとする。

ただし、東北電力の「電気標準約款〔高圧〕」に定める「需給開始後の需給契約の消滅または変

更にともなう料金および工事費の精算」により料金の精算額を申し受ける場合は、その精算額の対象となった部分については精算しないものとする。

③ いわて復興パワーによる電力供給を受ける企業等が次のいずれかに該当する場合には、いわて復興パワーによる契約を解約することがある。この場合、②の規定を準用し、いわて復興パワーの適用により低減を受けた額に相当する金額を精算する。

- ・ 偽りその他不正の手段によりいわて復興パワーの適用を受けたとき。
- ・ 岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者であることが判明したとき。

(5) その他

- ① 適用期間終了後に適用する電力量料金単価は、その時点における電力需給契約によるものとする。
- ② 適用内容に定めのない事項については、標準約款等によるものとする。

4 供給要件

いわて復興パワーの供給は、次のいずれの要件も満たす申請者および供給場所を対象とする。

- (1) 申請者は、岩手県内に事業所を置く、または置こうとする企業等であること。
- (2) 申請者は、供給場所において、東北電力から「3 (3) 契約種別」に定める契約種別による電力の全量の供給を受けている、または令和 8 年 9 月 3 0 日までに受ける予定であること。
- (3) 申請者は、次のいずれかに該当すること。
 - ① 平成 2 3 年度以降、企業局が別途定める「適用補助金一覧表」に記載する補助金の交付を受けていること。
 - ② 企業局が別途定める「認定認証等事業一覧表」に記載する認定認証等を受けていること。
 - ③ 既にいわて復興パワーによる電気の供給を受けていること。
- (4) 供給場所は、受電電圧が高圧（6, 0 0 0 ボルト）で、契約電力が、原則として 2, 0 0 0 キロワット未満であること。

5 申請手続

申請手続は、次のとおりとする。

なお、令和 5 年度までにいわて復興パワーの適用を受けている企業等（いわて復興パワーによる契約を解約した企業等を除く。）において、この要項による適用を希望する場合は、東北電力から送付する文書（「いわて復興パワー」適用希望確認書）により、適用の意思表示がなされた返信をもって、「5 (3) 申請書類および提出部数」に定める申請書類および「6 (4) いわて復興パワー適用依頼書の提出」に定めるいわて復興パワー適用依頼書に代えるものとする。

(1) 申請方法

申請書類を取りまとめ、次の提出先へ郵送または持参により申請すること。

【提出先】

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 11 番 1 号

岩手県企業局経営総務室内「いわて復興パワー事務局」

(2) 申請期間

令和6年1月9日（火）～ 令和8年9月30日（水）（当日必着）

※申請期間中であっても、受け付けた申請に係る年間の計画使用電力量の合計（令和5年度までにいわて復興パワーの適用を受けている企業等〔いわて復興パワーによる契約を解約した企業等を除く。〕の年間の計画使用電力量を含む。）が供給可能量を超えるときは、申請を受け付けない。

(3) 申請書類および提出部数

申請書類の名称	提出 部数	備 考
ア いわて復興パワー適用申請書（様式第1）	1 部	
イ 供給場所等内訳書（様式第2）	1 部	複数の供給場所を対象とすることが可
ウ 電気料金請求内訳書（写）	1 部	供給場所毎に提出 直近1か月分のみで可
エ 適用要件確認書類（写）	1 部	企業局が別途定める「適用補助金一覧表」に記載された補助金の交付決定通知書(写)または企業局が別途定める「認定認証等事業一覧表」に記載された適用要件確認書類(写)
オ 年間電気使用計画書（様式第3）	1 部	東北電力との電力需給契約を新たに締結する予定がある場合、年間の使用電力量の変更が見込まれる場合、または東北電力からの受電が1年未満の場合にのみ提出

6 受付・審査・通知等

(1) 受付

事務局は、土日・祝日等を除き、9時から17時の間で随時申請を受け付ける。ただし、受け付けた申請に係る年間の計画使用電力量の合計が供給可能量を超えるときは、供給可能量に達した日の翌日から申請の受付を停止するとともに、供給可能量に達した日に受付をした全ての申請について、一括抽選により受付順を設定するものとする。

なお、申請の受付を停止後、いわて復興パワーの適用を受けている企業等が契約を解約したこと等により、年間の計画使用電力量の合計が供給可能量を一定程度下回った場合、申請の受付を再開することがある。

(2) 審査

事務局は、申請の受付後、受付順に供給要件に合致しているか申請書類の審査を行なうとともに、審査において申請書類の不備等が判明した場合は、申請者に当該書類の提出等を求め、提出等が完了した時点で審査を再開するものとする。なお、事務局が申請書類の不備等の解消を求めたにもかかわらず、申請者がその求めに応じない場合、受付を解除することがある。

(3) 適合または不適合の通知

事務局は、原則として、申請の受付後 1 か月以内に、適合または不適合に関する審査結果を申請者に通知する。

(4) いわて復興パワー適用依頼書の提出

適合事業者は、別途、東北電力へいわて復興パワー適用依頼書を提出する必要がある。当該書類が提出されない場合、いわて復興パワーの供給を受けることはできない。なお、東北電力からのいわて復興パワー適用依頼書の提出案内については、(3)の適合通知に併せて行なう。

7 その他留意事項

(1) 申請書類の取扱い

① 情報の利用

- ・ 企業局は、審査に必要があるときは、申請書類に記載された情報について、岩手県の関係機関に照会することができるものとする。
- ・ 東北電力は、申請書類に記載された情報について、いわて復興パワーの供給のために利用することができるものとする。

② 申請書類の返却

提出された申請書類は、返却しない。申請書類の控えが必要な場合は、申請者において対応すること。

(2) 排出係数の取扱い等

いわて復興パワーは、東北電力の電源構成に含まれるため、企業局の水力発電所で発電された電力に限定されるものではない。申請に当たっては、そのことを承知いただくとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく報告等に用いる排出係数については、東北電力の事業者別排出係数を用いること。

8 問い合わせ先

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 11 番 1 号 岩手県企業局経営総務室内

いわて復興パワー事務局

電 話：019-629-6389

FAX：019-629-6384

以 上

いわて復興パワーの電力量料金単価（令和7年9月17日時点）

いわて復興パワーの電力量料金単価（税込み）は、次のとおりとする。

令和7年11月1日以降直後に到来する計量日（以下「令和7年11月の計量日」という。）の前日までに使用される電気は、上段の電力量料金単価を適用し、令和7年11月の計量日以降に使用される電気は、下段の電力量料金単価を適用

ただし、新たな電力需給契約における料金適用開始日が、令和7年11月1日以降の場合、上記によらず下段の電力量料金単価を適用

1. 業務用電力を適用する場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	令和7年11月の計量日の前日まで	29 円 77 銭	28 円 64 銭
	令和7年11月の計量日以降	29 円 84 銭	28 円 71 銭

2. 業務用季節別時間帯別電力を適用する場合

		ピーク時間 料金	昼間時間料金		夜間時間 料金
			夏季料金	その他季料金	
1キロワット 時につき	令和7年11月の計量日の 前日まで	33 円 29 銭	31 円 84 銭	30 円 84 銭	24 円 79 銭
	令和7年11月の計量日 以降	33 円 36 銭	31 円 91 銭	30 円 91 銭	24 円 84 銭

3. 業務用ウィークエンド電力を適用する場合

		平日料金		休日料金
		夏季料金	その他季料金	
1キロワット 時につき	令和7年11月の計量日の 前日まで	31 円 00 銭	29 円 68 銭	25 円 95 銭
	令和7年11月の計量日 以降	31 円 07 銭	29 円 75 銭	26 円 02 銭

4. 高圧電力Sを適用する場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	令和7年11月の計量日の前日まで	29 円 36 銭	28 円 29 銭
	令和7年11月の計量日以降	29 円 43 銭	28 円 36 銭

5. 高圧電力を適用する場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	令和 7 年 11 月の計量日の前日まで	27 円 82 銭	26 円 89 銭
	令和 7 年 11 月の計量日以降	27 円 89 銭	26 円 96 銭

6. 高圧季節別時間帯別電力 S を適用する場合

		ピーク時間 料金	昼間時間料金		夜間時間 料金
			夏季料金	その他季料金	
1 キロワット 時につき	令和 7 年 11 月の計量日の 前日まで	33 円 33 銭	31 円 88 銭	30 円 60 銭	24 円 79 銭
	令和 7 年 11 月の計量日 以降	33 円 40 銭	31 円 95 銭	30 円 67 銭	24 円 84 銭

7. 高圧季節別時間帯別電力を適用する場合

		ピーク時間 料金	昼間時間料金		夜間時間 料金
			夏季料金	その他季料金	
1 キロワット 時につき	令和 7 年 11 月の計量日の 前日まで	30 円 82 銭	29 円 59 銭	28 円 38 銭	24 円 79 銭
	令和 7 年 11 月の計量日 以降	30 円 89 銭	29 円 66 銭	28 円 45 銭	24 円 84 銭

様式第 1

いわて復興パワー適用申請書

令和 年 月 日

いわて復興パワー事務局 御中

所在地 〒

商号または名称

代表者名

いわて復興パワーによる電力供給を希望いたしますので、いわて復興パワー募集要項に基づき、次のとおり申請いたします。

1. 申請内容

①供給場所	【名称】様式第2のとおり		
	【住所】様式第2のとおり		
②電力需給契約の状況	様式第2のとおり		
③現行契約に係る受電期間	様式第2のとおり		
④電力需給契約予定日	様式第2のとおり		
⑤お客さま番号（既設の場合）	様式第2のとおり		
⑥契約名義	様式第2のとおり		
⑦契約種別	様式第2のとおり		
⑧契約電力 ※1	k W		
⑨年間使用電力量 (kWh) ※2	k W h		
⑩適用要件	☐ 「適用補助金一覧表」に記載する補助金の交付 【番号】 【名称】		
	☐ 「認定認証等事業一覧表」に記載する認定認証等 【番号】 【名称】		
⑪いわて復興パワーの実績※3	【申請実績等】 ☐ 有 (☐ 適合 ☐ 不適合 ☐ 審査中) ☐ 無		
⑫連絡先	【所属】	【役職】	
	【氏名】	【電話番号】	
事務局処理欄	【受付年月日および受付番号】		【処理者】
	【1次審査年月日および審査結果】		
	【年間使用電力量】 k W h		
	【2次審査年月日および審査結果】		【処理者】
	【適合/不適合通知年月日および適合番号】		
	【適用供給電力量累計】 k W h		

※1： 「様式第2」に記載の契約電力の合計値を記入

※2： 「様式第2」に記載の年間使用電力量の合計値を記入

※3： 申請実績が有の場合、その申請案件の適用実績として、適合、不適合、審査中のいずれかを記入

2. 関係書類（別紙）

(1) 供給場所等内訳書（様式第2）

(2) 電気料金請求内訳書（写）※4

※4： 供給場所毎に添付

(3) 適用要件確認書類（写）※5

※5： 企業局が別途定める「適用補助金一覧表」に記載された補助金の交付決定通知書(写)または企業局が別途定める「認定認証等事業一覧表」に記載された適用要件確認書類(写)

(4) 年間電気使用計画書（様式第3）※6

※6： 東北電力との電力需給契約を新たに締結する予定、または東北電力からの受電が1年以上（年間の使用電力量の変更見込み有）もしくは1年未満の場合のみ添付

以 上

様式第 2

供給場所等内訳書

1. 供給場所件数 _____ 件
2. 契約電力合計 _____ k W
3. 年間使用電力量合計 _____ k W h
4. 供給場所等内訳 下表のとおり

①供給場所※1	【名称】		
	【住所】		
②電力需給契約の状況	☐ 東北電力と単独契約 ☐ 東北電力と他社を併用 ☐ 東北電力と契約を予定		
③現行契約に係る受電期間※2	☐ 1年以上（年間の使用電力量の変更見込み ☐ 有 ☐ 無） ☐ 1年未満		
④電力需給契約予定日※3	事務局 処理欄	受付番号	
⑤お客さま番号（既設の場合）		適合番号	
⑥契約名義		不適合番号	
⑦契約種別	☐ 業務用電力 ☐ 業務用季節別時間帯別電力 ☐ 業務用ウィークエンド電力 ☐ 高压電力 S ☐ 高压季節別時間帯別電力 S ☐ 高压電力 ☐ 高压季節別時間帯別電力 ☐ その他（ ）		
⑧契約電力	k W		
⑨年間使用電力量（kWh）※4	k W h （ 年 月分 ～ 年 月分）		

①供給場所※1	【名称】		
	【住所】		
②電力需給契約の状況	☐ 東北電力と単独契約 ☐ 東北電力と他社を併用 ☐ 東北電力と契約を予定		
③現行契約に係る受電期間※2	☐ 1年以上（年間の使用電力量の変更見込み ☐ 有 ☐ 無） ☐ 1年未満		
④電力需給契約予定日※3	事務局 処理欄	受付番号	
⑤お客さま番号（既設の場合）		適合番号	
⑥契約名義		不適合番号	
⑦契約種別	☐ 業務用電力 ☐ 業務用季節別時間帯別電力 ☐ 業務用ウィークエンド電力 ☐ 高压電力 S ☐ 高压季節別時間帯別電力 S ☐ 高压電力 ☐ 高压季節別時間帯別電力 ☐ その他（ ）		
⑧契約電力	k W		
⑨年間使用電力量（kWh）※4	k W h （ 年 月分 ～ 年 月分）		

①供給場所※1	【名称】		
	【住所】		
②電力需給契約の状況	☐ 東北電力と単独契約 ☐ 東北電力と他社を併用 ☐ 東北電力と契約を予定		
③現行契約に係る受電期間※2	☐ 1年以上（年間の使用電力量の変更見込み ☐ 有 ☐ 無） ☐ 1年未満		
④電力需給契約予定日※3	事務局 処理欄	受付番号	
⑤お客さま番号（既設の場合）		適合番号	
⑥契約名義		不適合番号	
⑦契約種別	☐ 業務用電力 ☐ 業務用季節別時間帯別電力 ☐ 業務用ウィークエンド電力 ☐ 高压電力 S ☐ 高压季節別時間帯別電力 S ☐ 高压電力 ☐ 高压季節別時間帯別電力 ☐ その他（ ）		
⑧契約電力	k W		
⑨年間使用電力量（kWh）※4	k W h （ 年 月分 ～ 年 月分）		

①供給場所※1	【名称】		
	【住所】		
②電力需給契約の状況	☐ 東北電力と単独契約 ☐ 東北電力と他社を併用 ☐ 東北電力と契約を予定		
③現行契約に係る受電期間※2	☐ 1年以上（年間の使用電力量の変更見込み ☐ 有 ☐ 無） ☐ 1年未満		
④電力需給契約予定日※3	事務局 処理欄	受付番号	
⑤お客さま番号（既設の場合）		適合番号	
⑥契約名義		不適合番号	
⑦契約種別	☐ 業務用電力 ☐ 業務用季節別時間帯別電力 ☐ 業務用ウィークエンド電力 ☐ 高圧電力S ☐ 高圧季節別時間帯別電力S ☐ 高圧電力 ☐ 高圧季節別時間帯別電力 ☐ その他（ ）		
⑧契約電力	k W		
⑨年間使用電力量（kWh）※4	k W h （ 年 月分 ～ 年 月分）		

①供給場所※1	【名称】		
	【住所】		
②電力需給契約の状況	☐ 東北電力と単独契約 ☐ 東北電力と他社を併用 ☐ 東北電力と契約を予定		
③現行契約に係る受電期間※2	☐ 1年以上（年間の使用電力量の変更見込み ☐ 有 ☐ 無） ☐ 1年未満		
④電力需給契約予定日※3	事務局 処理欄	受付番号	
⑤お客さま番号（既設の場合）		適合番号	
⑥契約名義		不適合番号	
⑦契約種別	☐ 業務用電力 ☐ 業務用季節別時間帯別電力 ☐ 業務用ウィークエンド電力 ☐ 高圧電力S ☐ 高圧季節別時間帯別電力S ☐ 高圧電力 ☐ 高圧季節別時間帯別電力 ☐ その他（ ）		
⑧契約電力	k W		
⑨年間使用電力量（kWh）※4	k W h （ 年 月分 ～ 年 月分）		

①供給場所※1	【名称】		
	【住所】		
②電力需給契約の状況	☐ 東北電力と単独契約 ☐ 東北電力と他社を併用 ☐ 東北電力と契約を予定		
③現行契約に係る受電期間※2	☐ 1年以上（年間の使用電力量の変更見込み ☐ 有 ☐ 無） ☐ 1年未満		
④電力需給契約予定日※3	事務局 処理欄	受付番号	
⑤お客さま番号（既設の場合）		適合番号	
⑥契約名義		不適合番号	
⑦契約種別	☐ 業務用電力 ☐ 業務用季節別時間帯別電力 ☐ 業務用ウィークエンド電力 ☐ 高圧電力S ☐ 高圧季節別時間帯別電力S ☐ 高圧電力 ☐ 高圧季節別時間帯別電力 ☐ その他（ ）		
⑧契約電力	k W		
⑨年間使用電力量（kWh）※4	k W h （ 年 月分 ～ 年 月分）		

※1： 既に適合通知を受けている供給場所を除いて記入

※2： 「② 電力需給契約」において、「東北電力と単独契約」を選択した場合、東北電力からの受電期間を記入

※3： 「② 電力需給契約」において、「東北電力と契約を予定」を選択した場合に記入

※4： 「③ 現行契約に係る受電期間」において、「1年以上（年間の使用電力量の変更見込み無）」を選択した場合は過去1年間の実績を記入し、「1年以上（年間の使用電力量の変更見込み有）」または「1年未満」を選択した場合は計画値を記入

